

インターネット等による医療情報に関する検討会

1 趣旨

- 国民の医療に対する意識の変化などを踏まえて、患者に対する幅広い情報提供を推進し、患者の選択を尊重した医療提供を通じて、医療機関相互の競争が促進されることにより、医療の質の向上と効率化を図ることが重要。
- 現在、インターネットの急速な普及などにより、情報の伝達手段が多様化し、医療機関情報や診療情報等を発信する医療機関や第三者機関が増えてきている現状を踏まえて、患者に対する医療情報の提供方策（提供主体、内容、方法等）について幅広く検討。

2 委員

18名（別紙のとおり）

3 主な検討内容

- (1) 患者（国民）に提供することが有効かつ望ましい医療情報について
- (2) 情報提供の主体・方法について
 - ・ 第三者による情報提供の在り方
 - ・ 医療機関による情報提供の在り方 等
- (3) 医療機関がホームページ等により提供する情報の信頼性、情報提供の在り方について

4 検討経過

- 第1回 平成14年6月19日（水）
 - ・ これまでの厚生労働省の施策の概要説明等
 - ・ フリーディスカッション

○ 第2回 平成14年7月3日（水）

- ・ 社会福祉・医療事業団からのプレゼンテーション

「社会福祉・医療事業団が提供する WAM NET による情報提供の現状について」

- ・ 河北委員からのプレゼンテーション

「(財) 日本医療機能評価機構による情報提供の現状について」

- ・ 提供することが望ましい医療情報等についてディスカッション

○ 第3回 平成14年7月30日（火）

- ・ 木本委員からのプレゼンテーション

「静岡県における情報提供の取組」

- ・ 東京都からのプレゼンテーション

「東京都における情報提供の取組」

- ・ 公的機関等による情報提供の推進についてディスカッション

○ 第4回 平成14年10月16日（水）

- ・ (社) 日本広告審査機構からのプレゼンテーション

- ・ 三谷委員からのプレゼンテーション

- ・ 医療における情報の信頼性の確保についてディスカッション

○ 第5回 平成14年11月13日（水）

- ・ 論点整理

○ 第6回 平成14年12月6日（金）

- ・ 報告書案についてディスカッション

○ 第7回 平成14年12月26日（木）

- ・ 報告書の取りまとめ

インターネット等による医療情報に関する検討会委員名簿

平成14年10月16日現在

座長	大山 永昭	東京工業大学フロンティア創造共同研究センター教授
五十嵐 良雄		秩父中央病院長
石原 謙		愛媛大学医学部附属病院教授
河北 博文		財団法人日本医療機能評価機構理事
菊池 令子		日本看護協会常任理事
木本 陽三		静岡県健康福祉部長
坂本 憲枝		消費生活アドバイザー
櫻井 秀也		日本医師会常任理事
塚本 亨		日本歯科医師会常任理事
中島 みち		作家
奈良 昌治		足利赤十字病院名誉院長
花井 圭子		日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局次長
深井 寧		電通サドラー・アンド・ヘネシー株式会社代表取締役社長
福島 龍郎		安田健康保険組合理事長
松山 幸弘		富士通総研経済研究所主席研究員
三谷 博明		日本インターネット医療協議会事務局長
御手洗 尚樹		株式会社日立製作所労政部長
渡辺 俊介		日本経済新聞社論説委員

「インターネット等による医療情報に関する検討会報告書」の概要

平成14年12月26日

検討の経緯

- 平成14年6月19日、患者の視点を尊重した医療の提供を推進するとともに、我が国におけるIT化の進展も踏まえて、患者・国民にインターネットを通じて医療機関等に関する情報を提供する方策について幅広く検討するため、厚生労働省医政局において「インターネット等による医療情報に関する検討会」（座長：大山永昭東京工業大学教授）を開催した。
- 以後、インターネットによる医療情報の提供の在り方やその信頼性を確保する方策などについて、委員からの意見発表と関係者からの意見聴取を実施しながら7回にわたって議論を重ね、12月26日に検討会としての意見を集約して報告書を取りまとめた。

報告書のポイント

報告書は、インターネットによる適正な医療情報の提供を推進し、患者・国民の選択を尊重した医療の提供を促進する観点から、次のように提言。

- ① インターネットを通じて患者・国民に医療情報を提供するに当たっては、公的機関、医療機関、民間団体等によってそれぞれの特色を生かして様々な情報が積極的に提供されることが、患者・国民による医療機関の選択に資すること。
- ② 患者・国民に提供される医療情報については、公的機関にあっては客観的・検証可能な情報を積極的に提供し、さらに、医療機関、民間団体等にあっては特色ある多様な情報も提供していくことが望まれること。
- ③ インターネットによって患者・国民に提供される情報の内容については、基本的には、医療法によって規制するのではなく、提供者の自主的な判断にゆだねつつ、その信頼性を確保するための方策を講じることが必要であること。
- ④ この場合において、民間団体等による自主的な取組を図ることを基本的な考え方とし、具体的方策についてはインターネットによる医療情報の提供の進展等を踏まえて更に検討していく必要があること。